

伊丹市教育委員会規則 第 1 3 号

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

伊丹市教育委員会

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則の一部を改正する規則（令和８年伊丹市教育委員会規則第１３号）

伊丹市立緑ヶ丘体育館・緑ヶ丘武道館規則（昭和５７年伊丹市教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(利用料金の納付) <u>第10条</u> （略） ２ 第８条第３項の規定による使用時間の延長の許可を受けて施設を専用使用する場合は，当該使用時間延長に係る利用料金は，専用使用終了後直ちに納付しなければならない。 (専用使用の許可の変更)	<u>(超過時間の利用料金)</u> <u>第10条</u> 使用許可時間を超過し，または時間を早目に使用する場合の超過時間に係る利用料金の算定方法は，当初使用許可を受けた使用時間に係る利用料金の１時間当たりの算出料金に100分の120を乗じて得た額に超過時間を乗じて得た額とする。この場合において，超過時間の計算は，１時間未満のときは，これを１時間とし，１時間を超える場合で１時間に満たない端数時間があるときは，その端数時間は，１時間として計算する。 <u>２ 前項の規定により計算した金額に10円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。</u> (利用料金の納付) <u>第11条</u> （略） ２ 第８条第３項の規定による使用時間の延長の許可を受けて施設を専用使用する場合は，当該使用時間延長に係る利用料金及び前条第１項の規定による<u>使用許可時間を超過して使用する部分の利用料金は</u>，専用使用終了後直ちに納付しなければならない。 (専用使用の許可の変更)

第11条 (略)

(専用使用取消届)

第12条 (略)

(利用料金の減免)

第13条 (略)

(利用料金の還付)

第14条 (略)

(特別の設備等の承認)

第15条 (略)

(使用後の点検)

第16条 (略)

(利用者の遵守事項)

第17条 (略)

(損傷, 滅失の届出)

第18条 (略)

(指定管理者不在の場合における教育委員会による管理)

第19条 条例第18条の規定により教育委員会が自ら体育館の管理を行う場合においては, 第2条ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは, 教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が必要と認めるときは」と, 第3条第2項, 第5条, 第7条ただし書, 第8条第2項および第3項, 第11条, 第12条, 第13条第3項および第4項, 第14条第2項ならびに第15条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と

第12条 (略)

(専用使用取消届)

第13条 (略)

(利用料金の減免)

第14条 (略)

(利用料金の還付)

第15条 (略)

(特別の設備等の承認)

第16条 (略)

(使用後の点検)

第17条 (略)

(利用者の遵守事項)

第18条 (略)

(損傷, 滅失の届出)

第19条 (略)

(指定管理者不在の場合における教育委員会による管理)

第20条 条例第18条の規定により教育委員会が自ら体育館の管理を行う場合においては, 第2条ただし書中「指定管理者が必要と認めるときは, 教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が必要と認めるときは」と, 第3条第2項, 第5条, 第7条ただし書, 第8条第2項および第3項, 第12条, 第13条, 第14条第3項および第4項, 第15条第2項ならびに第16条から前条までの規定中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と

して、これらの規定を適用する。 (申請書等の様式) <u>第20条</u> (略) (細則) <u>第21条</u> (略)	して、これらの規定を適用する。 (申請書等の様式) <u>第21条</u> (略) (細則) <u>第22条</u> (略)
---	---

付 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。